

本県では、これまでも気候変動の影響に適応する対策を長期的な視点から検討する必要があるとし、実行計画に適応策を位置づけ、取り組んできました。

IPCC 第5次評価報告書では、緩和策（温室効果ガスの排出抑制策）と併せて適応策を講じることが、気候変動によるリスクを低減し管理するための相互補完的な戦略であると明記されました。

パリ協定でも、緩和策、適応策、気候変動の影響による損失・損害を包括的に扱っており、適応策に関しては、各国に対し適応能力の拡充、強靱性の強化、脆弱性の減少を計画的に取り組むよう求めています。

このような国際的動向及び日本での気候変動の影響・被害に関する観測・予測を踏まえ、2015（平成27）年11月に国の適応計画が策定されました。その中において、地方公共団体においても適応策について地域特性を踏まえ、総合的かつ計画的に取り組むことが重要とされています。

国の適応計画においては、気候変動影響評価報告書において示された7つの分野（農業、森林・林業、水産業分野／水環境・水資源分野／自然生態系分野／自然災害・沿岸域分野／健康分野／産業・経済活動分野／国民生活・都市生活分野）における基本的な施策が示されていますが、その中でも本県で特に影響が懸念される5つの分野（農林水産業分野、自然災害・沿岸域分野、水環境・水資源分野、自然生態系分野、健康分野）について、本計画に位置付け、全部局で取り組みます。

6.1 農林水産業分野

（1）気候変動に適応した品種選定，安定生産技術の開発

県農業総合センターを核として、「環境にやさしい農業及び地球温暖化に対応した技術の開発」を重点的に進める事項とし、高温、乾燥等の気候変動に適応できる品種を選定するとともに、生育障害を軽減する作型を開発し、安定した生産を可能にする栽培技術の開発に努めます。

【今後の主な取組】

○加工・業務用野菜の気候変動に適応した作型開発と安定生産技術の開発

- ・春どりネギにおける業務用品種の安定生産技術の確立
目標値（H30） 4，5月どり抽苔抑制10%以下，収量4トン以上
- ・秋冬どりレタスにおける10月どり収量向上技術の確立
目標値（H28） かん水半減，収量3トン／10a
- ・秋冬どりキャベツにおける年内どりの収量向上技術の確立
目標値（H28） かん水半減，収量5トン／10a
- ・加工・業務用野菜の栽培法の開発
目標値（H31） キャベツ春どり用寒玉品種7トン／10a
不良条件下での障害発生率50%減少

○コギクの安定出荷に向けた高品質生産技術の開発

- ・開花と電照時間帯及び窒素濃度との関係解明
目標値 (H32) 需要期開花率 15%向上
- ・断熱資材等を利用した切り花・鉢植類の燃油削減技術の開発
目標値 (H32) 高品質・収量維持のまま燃油使用量 30%減

○気候変動に適応した着色や食味の優れるリンゴ品種及びふじ優良着色系統の選定

- ・温暖化でも着色や食味の優れる中生赤色品種・「ふじ」優良着色系統の選定

(2) 高温環境下に適応した技術の開発

県畜産センターを中心に、高温環境下においても牧草の品質・収量を確保するため品種育成試験を行うなど、地球温暖化に対応した技術の開発を目指します。

(3) 海洋水産資源の変動要因解明のための海況変動の把握

海洋水産資源の持続的利用のため、県水産試験場の調査船による海洋観測を継続して行い、茨城県沖の海況変動等を把握します。

6.2 自然災害・沿岸域分野

(1) 地域防災力の強化

地域における防災力を強化するため、地域防災の中核を担う消防団の団員確保や装備の充実、自主防災組織の結成促進など、住民が地域防災の担い手となる環境を確保します。

また、広域的な災害に対応するため、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備やボランティアの活用体制の整備を進めます。さらに、災害時に地域住民が安全かつ迅速に避難行動できる体制を強化するため、市町村におけるハザードマップの作成支援や住民への周知徹底、タイムライン（防災行動計画）の作成促進、迅速な災害情報の収集と伝達体制の充実などを図ります。

加えて、防災対策を強化し災害被害の軽減を図るため、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨などの経験と教訓を後世に伝え、学校などにおける防災教育の充実や啓発活動の強化に取り組みます。

指標

●消防団員数

現状 23,501 名 (H28) ▶ 目標 23,830 名 (H31)

●自主防災組織の活動カバー率

現状 81.6% (H27) ▶ 目標 89.6% (H32)

(2) 災害に備えた強靱な県土づくり

平時から大規模自然災害等に備えるため、茨城県国土強靱化計画を策定し、事前防災・減災に資する施策を総合的・計画的に推進するとともに、必要に応じ地域防災計画を改定します。

また、県民の防災意識を啓発するため、津波・浸水・土砂災害対策など、地域に即した防災訓練を定期的に実施します。

(3) 気候変動に対応した海岸管理

地球温暖化の影響予測には不確実性があることを踏まえつつ、海面上昇や台風の激化など、超過外力の来襲による被害の発生は避けられないことを想定し、被害が起こることを前提とした危機管理対策の検討に資することを念頭に、気候変動に伴う外力変化の予測・モニタリング結果等の情報収集に努めます。

(4) 津波・高潮対策，侵食対策の推進

東日本大震災を教訓とした中央防災会議の報告を踏まえ、護岸や堤防等の嵩上げ、砂浜や崖の維持・回復など、L1津波（発生頻度は高く（数十年から百数十年の頻度）、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）や高潮・波浪による災害、海岸侵食から背後地の安全を確保するため対策を推進します。

(5) 森林防災機能の維持・増強

間伐や再造林等の森林の整備を進めるとともに、山地や海岸林の災害の復旧や予防に努め、森林の防災機能等の維持・増強を図ります。

6.3 水環境・水資源分野

(1) 長期にわたる安定的な水資源の確保

地球温暖化など長期的な気候変動に伴って水資源確保の不確実性の増大が懸念されることから、水資源開発事業の促進により、安全性低下に対応した水資源の確保を図るとともに、渇水などに対する危機管理体制の整備を推進します。

(2) 河川，湖沼及び海域の水質保全

水質汚濁防止法に基づき、河川，湖沼及び海域の水質汚濁の状況を常時監視します。

霞ヶ浦などの湖沼については、霞ヶ浦湖沼水質保全計画などに基づき、生活排水対策や事業場排水対策，農地・畜産対策，面源対策を実施し，流入負荷量の削減を図ります。

6.4 自然生態系分野

(1) 生物多様性戦略への適応の組み込み

気候変動への適応の視点を取り入れた生物多様性戦略に基づき、長期的に生物多様性の保全に取り組んでいきます。

(2) 生物多様性への影響の把握

希少野生生物のモニタリング調査、茨城県版レッドリストの作成、「筑波山ブナ林保全指針」に基づく筑波山ブナ林の継続的なモニタリング等を通して、生物多様性への温暖化の影響の把握に努めます。

(3) 野生鳥獣の調査・管理と外来種の防除・把握

「イノシシ管理計画」や「ガン・カモ類飛来数調査」により、イノシシ等の野生鳥獣について、生息状況の把握や個体数管理を推進します。

また、アライグマ、オオキンケイギク等の外来種の防除を実施するとともに、県生物多様性センターを核として未定着外来生物の目撃情報等を収集し、外来種の県内生息状況の把握に努めます。

(4) 県民と協働した生物多様性の保全

生物多様性に関するデータベースを作成・公開するとともに、自然観察会の実施、県自然博物館等と連携した普及・啓発活動、ボランティア・NPO等と協力した環境保全活動の実施により、県民と協働して生物多様性の保全に努めます。

6.5 健康分野

(1) 熱中症対策

熱中症予防に関する情報をリーフレットや県ホームページ等各種媒体により広く周知し、熱中症にかかりやすい高齢者をはじめとした県民への普及啓発を行います。

また、学校での対策としては、気象庁からの高温注意情報を緊急情報として、各学校にメール等で配信するなど、注意喚起を図ります。

(2) 蚊媒介感染症対策

国の「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」に基づき、デング熱など蚊媒介感染症の予防啓発や発生動向の把握に努めます。

【熱中症を防ぐためには】

熱中症は放っておくと生命にかかわる病気ですが、適切な予防法を知っていれば防ぐことができます。日常生活において、以下の点に気をつけましょう。

○暑さを避ける

- ・扇風機やエアコンで温度を調節
- ・日傘や帽子の着用（直射日光を避ける）
- ・日陰の利用、こまめな休憩
- ・通気性のよい、吸湿・速乾の衣服を着用

○体調管理に注意する

- ・こまめな水分・塩分の補給、こまめな体温測定（特に高齢者、幼児など）
- ・体調の悪い日は外出をできるだけ控える

